

**平成24年度茨城県  
不妊治療費助成事業**

▼対象となる治療 体外受精、顕微授精（4月1日～平成25年3月31日の期間内に治療が終了した方）※1回の治療が終了するごとに、速やかに申請する（申請期限あり）▼対象者 次の全ての要件に該当する方  
 (1)法律上婚姻をしていて、夫および妻のいずれかが県内に住所を有する(2)夫および妻の前年（1月～5月の申請は前々年）の所得の合算が730万円未満(3)指定医療機関で実施した治療である▼助成内容 1回の治療につき最高15万円まで／1年度目は年3回、2年度目以降は年2回を限度に、通算5年間／通算10回まで▼必要書類 ①平成24年度茨城県不妊治療費補助金交付申請書②茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書③医療機関発行の領収書原本④住民票（交付日から3か月以内／夫婦それぞれの氏名・生年月日・続柄・住民となった日がわかるもの）※戸籍謄本等が必要な場合

もあり⑤夫および妻の所得課税証明書（控除の記載があるもの）各1通

▼問合せ 竜ヶ崎保健所 健康増進課 ☎0297・62・2172

**介護保険施設利用料の負担  
限度額認定証等の更新申請**

介護保険負担限度額認定証等は、6月30日で有効期限が切れます。更新する方は、申請書（5月31日発送予定）が届き次第、速やかに申請してください。新規の方は、随時申請してください。

**介護保険負担限度額認定証**

次の要件に該当する場合、介護保険施設（介護老人福祉・介護老人保健・介護療養型医療施設）に入所・入院または短期入所（ショートステイ）を利用するときにかかる食費・居住費（滞在費）の負担が、申請することで軽減されます。  
 ▼対象 介護保険施設利用者または利用予定がある方で、次のどちらかに該当する方 ①生活保護受給者②市町村民税非課税世帯（同じ世帯の方全員が市町村民

税を課税されていない世帯）▼申請方法 介護福祉課に「介護保険負担限度額認定申請書」を提出する

▼認定結果 更新・新規とも審査後の認定結果は後日郵送（認定を受けたときは、利用施設に提示すること）※本人や世帯の所得が分からない場合は認定できないため、無収入（非課税年金受給者も含む）や未申告の方は、住民税申告を行う必要あり▼認定期間 7月1日（日）～平成25年6月30日（日）※随時申請の場合、申請月1日～翌6月30日（申請漏れの場合は、申請月1日から認定）

**社会福祉法人等利用者負担軽減確認証**

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用している方が次の要件に該当する場合、申請により利用者負担が軽減されます。  
 ▼対象 ①世帯全員が市町村民税非課税で、収入（預金・資産）や世帯の状況、利用者負担等を総合的に判断し、生計が困難であると認められた方②生活保護受給者▼軽減内容 ①の場合、

利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）に相当する額②の場合、個室の居住費に係る利用者負担額全額▼申請方法 介護福祉課窓口で申請する

▼申込・問合せ 市役所 介護福祉課 介護保険G内線173

**歯の何でも電話相談**

▼日時 6月10日（日）午後2時～5時▼相談先電話番号 029・823・7930、029・835・0737

▼相談内容 歯医者に聞けないこと、入れ歯・子どもの歯・インプラント・矯正・口臭・顎関節症・歯周病・治療内容・治療費など歯に関する悩み全般▼相談料 無料▼回答者 歯科医師

▼主催・問合せ 県保険医協会 ☎029・823・7930

**全国一斉「子どもの人權110番」強化週間**

期間中は相談時間を延長し、さまざまな悩みを持つたお子さんや保護者の方からの相談に応じます。秘密は守られますので、安心して

てご相談ください。

▼期間 6月25日（月）～7月1日（日）▼相談時間 午前8時30分～午後7時（土・日曜日は、午前10時～午後5時）▼実施機関 水戸地方事務局・県人権擁護委員連合会▼相談員 法務局職員・人権擁護委員

**相談先**

☎0120・007・110（全国共通フリーダイヤル）

**お詫びと訂正**

広報もりや5月10日号の記事の一部に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。  
 ○9ページ「国民年金 平成24年度の年金額（年額）」  
**【正】遺族基礎年金 ・子のある妻が受ける場合（子が1人のとき） 1,012,800円**  
 ○17ページ「MORIYAフォトニュース 一日警察署長」  
**【正】岡田由衣さん（黒内小学校）**